

熊本市では、熊本市税条例及び熊本市税条例施行規則にて事業所税の減免について定めております。災害により事業所用家屋に被害を受けられた際の減免申請についてご案内します。

熊本市税条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号

災害により事業所用家屋が滅失、使用不能等の被害を受けたときは、次の表に掲げる区分に従い、事業所税を軽減し、又は免除する。

被害の程度	被害床面積が事業所用家屋の床面積に占める割合		
	1 割以上 4 割未満	4 割以上 7 割未満	7 割以上
減免の割合	資産割の 10 分の 4	資産割の 10 分の 7	資産割の全部

減免適用期間

令和 8 年(2026 年)7 月 28 日を含む課税標準の算定期間分

被害床面積の判定日

令和 8 年(2026 年)7 月 28 日

※その後、被害が拡大した等の事情があれば、その時点

申請方法

申告納付期限までに減免申請書及び次の書類を提出してください。

- り災証明（商業金融課発行）●被害面積のわかる平面図 ●被害状況写真
- 休止等に関する資料（HP等対外的広報資料）

※期限までに申告、納付ができない場合は、市民税課法人課税班(096-328-2173)までご相談ください。